

## 第5章 それぞれの環境配慮指針

### 1 各主体の取組

#### (1) 市民・事業者・市の環境配慮の必要性

社会経済活動の発展に伴い、私たちの暮らしは便利で豊かになる反面、都市化やライフスタイルは多様化し、環境へ与える負荷が増加しています。

私たちの日常生活、事業活動に伴って生じる環境負荷を減らし、本市の目指すべき環境像を実現するためには、本計画の担い手である市民・事業者・市の各主体が、それぞれの役割を認識し、一人ひとりが環境に配慮した行動に主体的、積極的に取り組むことが大切です。

各主体が、環境に配慮した行動を実践するためのガイドラインとして、次の3つに分類して環境配慮指針を示します。

#### 「市民のだれもが取り組むこと」

市民・事業者・市の3者が取り組むべき行動であり、日常生活や事業活動、行政において望まれる最も基本的な行動で、モラルなども含んでいます。

#### 「事業者が取り組むこと」

市内において事業活動を行う上で、配慮すべき行動です。法令により規制される事項や、地域社会を支えるための行動です。なお、市も環境に負荷を与える事業者としての側面を持つことから、事業者の一部に含まれます。

#### 「市が取り組むこと」

まちづくりをはじめとした市が担う役割や、他の主体への啓発活動等の取組です。各種環境法令による規制や指導のために行う行動も該当します。

#### (2) 環境配慮指針の留意点

本章の「市民・事業者・市が実施する環境配慮行動」は、前述の市の取組である「第4章 環境像実現に向けた基本施策」に対応しています。

市民・事業者・市のそれぞれの立場ごとに、着実に取り組んでいただきたい基本的な行動や取組を指針として示したものです。

掲げた項目の実践を通じて、より高い意識を持って、積極的な環境への配慮行動を自発的に起こしていくことが望まれます。

## 2 市民・事業者・市が実施する環境配慮行動

### 基本目標 1



快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

#### 基本施策 (1) 地域環境の保全



「大気、水等の環境が良好で、安全で安心して暮らせる環境負荷の少ないまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

#### 市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○自動車の利用はできるだけ控え、自転車、公共交通機関を利用します
○燃費が良く排ガスの少ないエコカーの購入を進めます
○エコドライブに努めます
○タイヤの空気圧の点検など、定期的な車両整備を行います
○アイドリングストップに努めます
○農薬等は適正に取扱い、散布時には風向きに配慮します
○野外焼却など大気汚染の原因となる行為を行いません
○食器洗いはあらかじめ汚れを拭き取って、適量の洗剤で洗います
○調理くず、食べ物の残り、廃食油は、排水口に流しません
○洗濯は、洗剤の種類と使い方を確認して適切な水量で行います
○環境に配慮してつくられた農産物の購入に努めます
○騒音・振動・悪臭で近隣に迷惑をかけません
○ペットは適正に飼養し、近隣に迷惑をかけません
○公共下水道や合併処理浄化槽への切り替え工事を速やかに行います
○浄化槽は、適正な維持管理を行います

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○ばい煙や汚水は、法令等に基づく規制基準を遵守します
○減農薬で農産物を育て、環境にやさしい農業を目指します
○工場・事業場からの騒音・振動・悪臭は、法令等に基づく規制基準を遵守し、近隣の静かな環境を守ります
○店舗営業にあたり、スピーカー等の騒音を発生させません
○工事用車両・機械は、低騒音・低振動タイプの使用に努め、休日・夜間・早朝の使用を控えます
○工法や作業時間を工夫し、騒音・振動を軽減します
○工事の際には、防音シート等を設置し、騒音及び粉じんの飛散を防止します
○騒音などの苦情が寄せられた場合には、適正な対応と早期解決に努めます

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○工場・事業場への立入検査を計画的に行います
○一般廃棄物処理施設から発生する排水・排ガス等を規制に基づき適正に管理します
○河川水などの環境調査を行い、評価結果を公表します
○光化学スモッグ、PM2.5に関する注意報等の情報発信を行います
○公共下水道の整備・接続を推進します
○公共下水道の計画がない区域では、合併処理浄化槽の普及を促進します
○自動車交通騒音を緩和する高機能舗装による整備を推進します
○水道水源となる県水の利用により、地下水のかん養を促すとともに地盤沈下を抑制します
○公共工事では計画段階から竣工後の全般にわたって、事業が環境に与える影響を考慮し環境保全対策に取り組めます
○工場と住宅の分離など、適正な土地利用を推進します
○駐車場設置者にアイドリングストップ看板の設置を促します
○カラオケ等の深夜営業による騒音の防止対策を行います
○野焼き、焼却炉使用による大気汚染や悪臭を防止することを呼びかけます
○低公害な公共交通機関である市コミュニティバス「春バス」の利用を促進します
○エコドライブについての情報提供を行います
○国や埼玉県と連携し、大気汚染常時監視結果の情報提供を行います

基本目標 1



快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

基本施策 (2) 化学物質の監視



「化学物質に対する正しい情報や知識を共有し、相互に理解を深めているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○化学物質に関する情報の共有・交換に努めます

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○化学物質は適正に使用し、かつ適正に保管します
○環境活動の取組や使用する化学物質等の情報について、地域住民に発信する環境コミュニケーションを実施します
○建物を解体する場合には、石綿が含まれていないか事前調査し、含有している場合には飛散防止対策を徹底します

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○事業者が地域住民を対象に実施する環境コミュニケーションを支援します
○県が実施する農産物の放射性物質検査へ協力し、情報共有を行います
○空間放射線量の調査を実施し公表します
○石綿の解体現場における、飛散防止対策を促します
○化学物質やPCB等の適正管理に関する規制等について事業所へ周知します
○フロン類などの化学物質の適正な管理について啓発します

基本目標 2



す 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本施策 (1) 身近な自然環境の保全



「豊かな緑と水辺の保全、公園の適正な管理が行われているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○自然とのふれあいの場として、街路樹の藤棚や公園の樹木などを大切にします
○敷地内、建物の壁面、屋上の緑化に努めます
○敷地内の生垣や植木の剪定を適正に行います
○河川の清掃に参加します
○浸透ますを整備し、雨水の地下浸透を促進します
○歴史・文化・景観の魅力を支える自然の保全に協力します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○事業所の屋外看板等の設置の際には、街の景観に配慮します

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○各学校が取り組む緑化活動を支援します
○透水性舗装を整備し、雨水の地下浸透を促進します
○生垣を推奨し、設置奨励金制度について周知します
○アダプトプログラムによる公共空間の美化活動について周知します
○交通の支障となる生垣や植木の道路へのはみ出しについて適正管理を促します
○河川・水路・道路に不法な占有等があった場合、撤去を促します
○水辺と親しむ啓発事業を実施します
○河川・水路の清掃を実施し、清掃の取組について啓発します
○「春日部市景観条例」や「春日部市景観計画」に沿った美しいまちづくりを推進します

基本目標 2



す 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本施策 (2) 自然の活用の推進



「開発行為や建築行為に対して、自然と調和する活動が行われているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○地元農産物を購入し、地産地消を推進します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○地下水かん養や洪水調節機能をもった農地を推進します
○環境保全型農業（有機農業・特別栽培）を推進します
○開発行為や建築行為を行う際は、周囲の自然環境に配慮した整備に努めます

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○地区計画に沿ったまちづくり、建築協定制度の案内を行います
○農道や用排水路などを整備し、緑豊かな農地を保全します
○農業体験の協力・支援を行い、農業の活性化に努めます
○地区計画や建築協定によって地区の特性やニーズに沿ったまちづくりを推進します

基本目標 2



す 住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

基本施策 (3) 生物多様性の保全



「多様な生き物が生息し、バランスのとれた生態系が守られているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○敷地内に草木や花を植えて、生き物の生息環境を良好にします
○野鳥や草花等をはじめとした生態系を大切にします
○地域で開催される自然観察会などに参加します

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○外来生物法や生態系被害防止外来種リストに基づく外来生物対策を行います
○重傷により緊急を要する野生鳥獣を保護します
○環境団体等や学校と連携し、地域の生態系の把握に取り組めます
○街路樹の剪定は、ムクドリなどの防除と景観美化の両面を考慮して実施します



基本目標 3



かんが 考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現

基本施策 (1) ごみの減量化・持続可能な資源利用の推進



「ごみの減量化、分別処理が適正に行われ、リサイクル、資源化が進んでいるまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○ごみは、適正に分別します
○不要となった使用可能な物品は、新たな使用者へ引継ぎます
○缶・紙・牛乳パック・食用油などのリサイクルに取り組みます
○繰り返し使用できる製品を購入します
○必要な物を必要な分だけ購入するように心がけます
○過剰な包装は控え、ごみの排出が少ない買い物をします
○3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）を実践します
○食品廃棄物を減らして無駄なく消費することで、ごみを減量化します
○生ごみの堆肥化に努めます
○水の無駄遣いをしません
○雨水を有効利用します
○風呂水を再利用します
○カラス・ハト・野良猫等にごみを荒らされないよう、ルールを守ってごみを出します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○書類等の電子化を進め、ペーパーレス化を図ります
○両面コピーやミスコピーの裏面利用を行い、紙使用量を削減します
○用紙や封筒は、古紙配合率の高い再生紙を使用します
○事務用品は、廃木材・廃プラスチックなどの再生製品を購入します
○事業活動で出るごみの再資源化を推進します
○雨水利用施設・設備の設置に努め、トイレ用水などに有効利用します



市が取り組むこと

行動や取組の内容
○家庭ごみの分別や出し方のルールについて、ゴミニケーションカレンダーを通じて啓発します
○公共施設にインクカートリッジの回収箱を設置し、資源化を進めます
○公共工事では、再生アスファルト・再生砕石などの再生材を積極的に使用します
○家電リサイクル法の情報提供を行います
○幅広い世代に 3R への取組を啓発します
○古紙の溶解及び再生処理システムの導入、啓発を促進します
○簡易包装に配慮するよう事業者へ啓発します
○家庭や飲食店等に対して食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減について啓発します
○生ごみの減量化や有効活用方法の普及を推進します
○春日部市役所プラスチック・スマート宣言に則り、使い捨てプラスチック製品をなるべく使わないように心がけます
○公共施設におけるペットボトルキャップの分別回収を行います。

基本目標 3 **か** かんが 考えよう、げんりょう ごみの減量・リサイクル、じぞくかのう 持続可能なまちの**しつげん** 実現

基本施策 (2) 不法投棄の防止・環境美化活動の推進



「ごみの散乱、不法投棄のない美しいまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○ごみのポイ捨てをしません
○クリーンデーや江戸川クリーン大作戦などの地域や団体の清掃活動に参加します
○クリーンかすかべ推進員の活動に協力します
○喫煙は定められた場所で行います
○ペットの散歩の際にはフンの後始末をし、他人の家の前など迷惑のかかる場所でフンや尿をさせません

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○ポイ捨て防止を推進します
○「春日部市路上喫煙の防止に関する条例」について周知します
○不法投棄防止のため監視を行います
○アダプトプログラムを通じた公共空間の美化活動を促進します
○ペットのフン害防止に関して、マナー向上を啓発します

基本目標 3 **か** かんが 考えよう、げんりょう ごみの減量・リサイクル、しそくかのう 持続可能なまちの**実現** じつげん

基本施策 (3) ごみの適正処理の推進



「有害廃棄物や産業廃棄物についても情報共有が進み、適切に処理されているまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと


行動や取組の内容
○産業廃棄物の現状や処理に関する理解を深めます
○冷蔵庫やエアコンなどを廃棄する場合には、家電リサイクル法に基づき処分します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○PCB や石綿などの有害廃棄物は規制に基づいて適正に処理します
○製品化する場合には廃棄することを想定して、資材・材料の選定を行います
○産業廃棄物の現状について情報提供を行います
○産業廃棄物として排出した後も、処理施設の維持管理状況や処分場の残余容量などに注意を払います

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○ごみ処理施設を適正に管理します
○ごみの適正処理について啓発します
○公共工事で発生した廃材・残土などが適正に処理されているか確認します
○建設リサイクル法に基づく届出について周知します
○災害時には、「春日部市災害廃棄物処理計画」に基づいた災害廃棄物の処理を行います
○事業者へ石綿の適正処理を促します
○有害廃棄物処理の現状について知る機会を創出します
○廃棄の際に環境へ影響が少ない資材・材料を選択するように啓発します

基本目標 4  **べんり 便利さよりも、むだ 無駄をなくしたエコライフ、ていたんそ 低炭素なまちの実現** じつげん

基本施策 (1) エネルギーの管理と高効率設備の導入による省エネルギーの推進



「省エネルギーの取組を進めることで、快適でありながら低炭素な暮らしができるまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○家庭エコ診断、省エネ診断を活用します
○エコマーク製品などの環境配慮製品を購入します
○照明は、積極的に LED へ更新します
○家電製品を買い替えるときには、節水・省エネルギー性能に優れたものを選びます
○電力会社は、環境に配慮した電気を提供している会社を選びます
○冷暖房使用の際は、おおむね室温が暖房時 20℃、冷房時 28℃となるように調節します
○夏季は、緑のカーテンや遮熱カーテン等を活用し、節電に取り組みます
○こまめな消灯を心がけます
○エレベーターは使用を控え、階段を使用します (2 アップ 3 ダウン)
○食品の購入に際しては、地元産などの輸送コストの低い商品を購入します
○住宅・ビルの建築・リフォームに際しては、高断熱化及び高効率設備を取り入れます
○自動車の利用はできるだけ控え、自転車、公共交通機関を利用します【再掲】
○燃費が良く排ガスの少ないエコカーの購入を進めます【再掲】
○エコドライブに努めます【再掲】
○クールビズ、ウォームビズの服装で、省エネルギーに努めながらも快適に過ごします
○夏季は、みんなで涼しさを共有するクールシェアに取り組みます
○冬季は、みんなで暖かなところに集まるウォームシェアに取り組みます
○宅配便は、時間帯や場所を指定して一度で受け取り、再配達を防止します
○ライトダウンキャンペーンに参加します
○エコライフ DAY の取組に参加します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○ESCO 事業者、エコチューニング事業者のサービスを活用し、ビルや工場の省エネルギーを進めます
○エコアクション 21 <sup>o</sup> をはじめとする環境マネジメントシステムを通じて、環境への負荷を計画的に低減します

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○市の事務事業における温室効果ガス排出量を抑制します
○価格や品質に加えて、ライフサイクルにおける環境負荷を考慮して物品を調達します
○「春日部市立地適正化計画」に基づき、コンパクトシティの形成を目指します
○車に頼らないまちづくりを進めることにより低炭素な公共交通機関の構築を推進します
○水道管布設にあたって、耐用年数の長い管種を使用することにより、更新工事のサイクルを伸ばします
○エコライフ DAY・WEEK 埼玉チェックシートを通して、環境に配慮した生活に関する情報提供を行います
○事業者に向けて、省エネ診断制度の情報提供を行います
○グリーン購入についての情報提供を行います
○夏季は、緑のカーテンや遮熱カーテンによる効果を示し、普及啓発を行います
○各種イベントで電気自動車などの先進的なエコカーを活用します
○エコドライブについての情報提供を行います【再掲】
○健康面に配慮しながら節電行動を呼びかけます
○市の施設に高効率設備を積極的に導入します

基本目標 4



べんり 便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、ていたんそ 低炭素なまちの実現

基本施策 (2) 再生可能エネルギーの導入推進



「再生可能エネルギー設備等の導入が進み、火力発電になるべく頼らないクリーンなまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○太陽光発電設備を取り入れます
○地中熱利用設備を取り入れます
○蓄電池・燃料電池などの蓄エネルギー・創エネルギー設備を取り入れます
○再生可能エネルギーを有効利用するため、電気自動車などを取り入れます

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○学校等の指定緊急避難場所へ太陽光発電システムに蓄電池等を組み合わせた設備を取り入れるなど、災害時にも使用できるようにします
○市の施設において再エネ100%電力を積極的に調達します

基本目標 4



べんり 便利さよりも、むだ 無駄をなくしたエコライフ、ていたんそ 低炭素なまちの実現、しつげん

基本施策 (3) 地球温暖化適応策



「気候変動について情報を収集し、温暖化の影響に備えるまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○熱中症の予防に努めます
○夏季は雨水などの水を利用して、打ち水を行います
○気候変動に関する情報収集に努めます
○浸水時に備えて、避難所の場所を確認しておきます


事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○市街地のビルでは、建物の空調排熱を抑制したり、敷地内や壁面を緑化したりして、周辺の暑さを和らげる取組を行います


市が取り組むこと

行動や取組の内容
○打ち水の効果を周知するとともに、実施を呼びかけます
○熱中症の予防策を周知します
○気候変動に関する情報収集・発信に努めます
○デング熱・マラリア等の地球温暖化に伴う動物由来感染症リスクについて情報提供を行います



基本目標 11  **市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現**

基本施策 (1) 環境意識



「一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルを実践するまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

**市民のだれもが取り組むこと**

行動や取組の内容
○地域の環境問題に関心を持ち、地域活動や環境団体の活動に参加・支援します
○市や企業が行っている環境に対する取組の情報収集に努めます
○地域環境に関するイベント（コンテスト・写真展・リユース作品展等）に参加します
○環境保全に関するボランティア活動を行います
○日常的にできる環境保全活動を実践します

**事業者が取り組むこと**

行動や取組の内容
○市民に対して、環境に配慮した事業内容を公表します

**市が取り組むこと**

行動や取組の内容
○大気、水、ごみなどの広域的な問題については、国・県・近隣市町と協力して取り組みます
○市民・市民団体・事業者が取り組んでいる環境保全活動や温暖化対策活動を結び付けるため、かすかべ環境ネットワークの活動を支援します
○多様な主体と連携・協力して、身近な地域環境や地球全体の環境に理解を深めるための展示・イベント等を企画します
○環境保全に関するボランティア活動を支援します
○民間企業と連携し、地域の自然に触れたり、環境問題を考えたりする企画を推進します
○市の環境施策や温暖化対策の取組状況について、市民・事業者に公表します
○環境関連の情報提供にあたっては、広報紙・市ホームページ・パネルなどを使用し、わかりやすい言葉や表現を心がけます

基本目標 11



市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現

基本施策 (2) 環境教育



「誰もが環境問題に関心を持ち、環境に関する豊かな知恵が生かされるまち」を実現するために、各主体は下記の行動や取組を行います。

市民のだれもが取り組むこと

行動や取組の内容
○地域の環境問題に関心を持ち、学校や市民講座などで開催される環境を学ぶ機会に参加します
○こどもエコクラブに参加します

事業者が取り組むこと

行動や取組の内容
○社員研修等により、公害防止と環境意識の啓発に努めます

市が取り組むこと

行動や取組の内容
○職員研修により、職員の意識啓発に努めます
○環境問題や省エネルギー対策について、高度な知識を有する職員を養成します
○学校や地域における環境学習講座を推進するため、環境ナビゲーター講座などを通じて、講師やリーダーとなる人材を養成します
○学校や地域における環境学習講座を推進し、講師派遣等の支援をします
○こどもエコクラブの活動を支援します
○小・中・義務教育学校では、環境教育資料「わたしたちの環境」を活用した学習を実施します
○学校内のビオトープを活用した環境教育の充実を図ります
○小・中・義務教育学校において、アルミ缶回収・ペットボトルキャップ回収等を行い、生きた環境教育を推進します
○埼玉県・埼玉県環境科学国際センター・近隣大学等と連携し、市民が環境に関する幅広い知識を学ぶ機会を創出します